

## 起業家支援事業補助金のご案内

### ～起業・第二創業をめざす方を応援します～

市内で起業又は第二創業をめざす起業家の方に対し、事業の立ち上げ等に必要な経費の一部に補助金を交付し、起業しやすい環境の整備を支援します。

#### 1 補助対象者（市補助分）

- (1) 起業又は第二創業をする日において、市内に住所を有し、及び市内に主たる事務所を有する個人又は市内に主たる事業所を有する法人であること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から5年以上継続して事業を営む意思を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 当該補助金の申請書類の作成にあたっては、三木市中小企業サポートセンターの指導及び助言を受けていること。
- (5) 過去に三木市起業家支援事業補助金及び三木市女性起業家支援事業補助金を受けていないこと。
- (6) 女性枠2件、若手枠（35歳未満）1件、一般枠1件で募集します。この4枠のうち空き家改修に係る経費がある場合は、そのうち2枠について補助金を加算します。

#### 2 補助対象経費（県の補助金を併用する場合は、当該補助金の額を控除）

- (1) 事務所開設費（賃料、共益費、内外装工事費）
- (2) 初度備品費（備品購入費、リース料（車両購入費を除く））
- (3) 専門家経費（謝金、旅費、委託料）
- (4) 事業費（ホームページやパンフレットの作成などの広告宣伝費、通信費、運搬費、光熱水費）
- (5) 空き家改修費

#### 3 補助金額

補助対象経費（1）～（4）の2分の1（50万円を限度）とします。また、空き家改修に係る経費がある場合は、（5）の経費の2分の1に相当する額を、50万円を限度として補助金額に加算します。

#### 4 市への申請書提出期間 8月11日（火）～9月11日（金）

#### 問い合わせ先

三木市産業振興部商工振興課中小企業振興係  
電話 0794-82-2000（内線 2231）